

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（概要）

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）

1. 改正の趣旨

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号。以下「施行令」という。）の一部を改正するものである。

2. 改正案の概要

- 法第7条に規定する特定重要物資について、同条の政令委任規定に基づき、現在16の物資を指定している。
- 今般、体外式膜型人工肺（ECMO）について、安定供給確保を図ることが特に必要と認められることから、法第7条の規定に基づき、令を改正し、第13号の人工呼吸器に体外式膜型人工肺を追加する。
- 体外式膜型人工肺については、人の臓器の機能を代替する重要な医療機器であることから国民の生存に不可欠であり、主要な構成機器及び原材料を他国に100%に依存（特定少数国に100%依存しているものを含む。）しており、また、そうした依存しているものについて感染症有事等の際には当該他国内での供給を優先する方針が高いこと等から供給途絶等の蓋然性が高く、国内での代替生産・代替調達等を早急に支援し、安定供給確保を図ることが特に必要と認められるものである。

3. 根拠条項

- 法第7条

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年10月末（予定）
- 施行期日：公布日